

議案第30号

和解及び損害賠償の額を定めることについて（追認）

次のとおり和解し損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定による議会の議決を得なかったため、議会の追認議決を求める。

令和7年2月17日提出

印西市長 藤代 健吾

- 1 事案の概要 令和6年8月8日午後3時45分頃、主要地方道佐倉印西線の印西市山田3543番地先において、職員が印西市役所から佐倉市内の公務先に向けて公用車を運転していたところ、ハンドル操作を誤り、車両正面及び左側面がガードレールに接触し、ガードレールを損傷させたもの
- 2 和解の相手方 千葉県佐倉市鏑木仲田町8番1
千葉県印旛土木事務所長 荒木 健一
- 3 和解の内容 ① 市は、相手方に対し、1,020,800円を支払う。
② 市と相手方は、和解内容①のほか、今後本件に関し、裁判上、裁判外を問わず一切の異議申立て、請求を行わないものとする。
- 4 損害賠償額 1,020,800円

議案第 30 号 審議資料

和解及び損害賠償の額を定めることについて（追認）

1 要旨

職員が公用車で起こした交通事故に関して、市の過失割合を10割と認め、損害賠償の額を決定し、相手方と和解することについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定による議会の議決を得なかったため、議会の追認議決を求めるもの

2 相手方

議案に示すとおり

3 交通事故の概要

- (1) 日時 令和6年8月8日午後3時45分頃
- (2) 場所 主要地方道佐倉印西線の印西市山田3543番地先
- (3) 概要 職員が印西市役所から佐倉市内の公務先に向けて公用車を運転していたところ、ハンドル操作を誤り、車両正面及び左側面がガードレールに接触し、ガードレールを損傷させたもの

4 損害賠償の額

物件損害 賠償額 1,020,800円

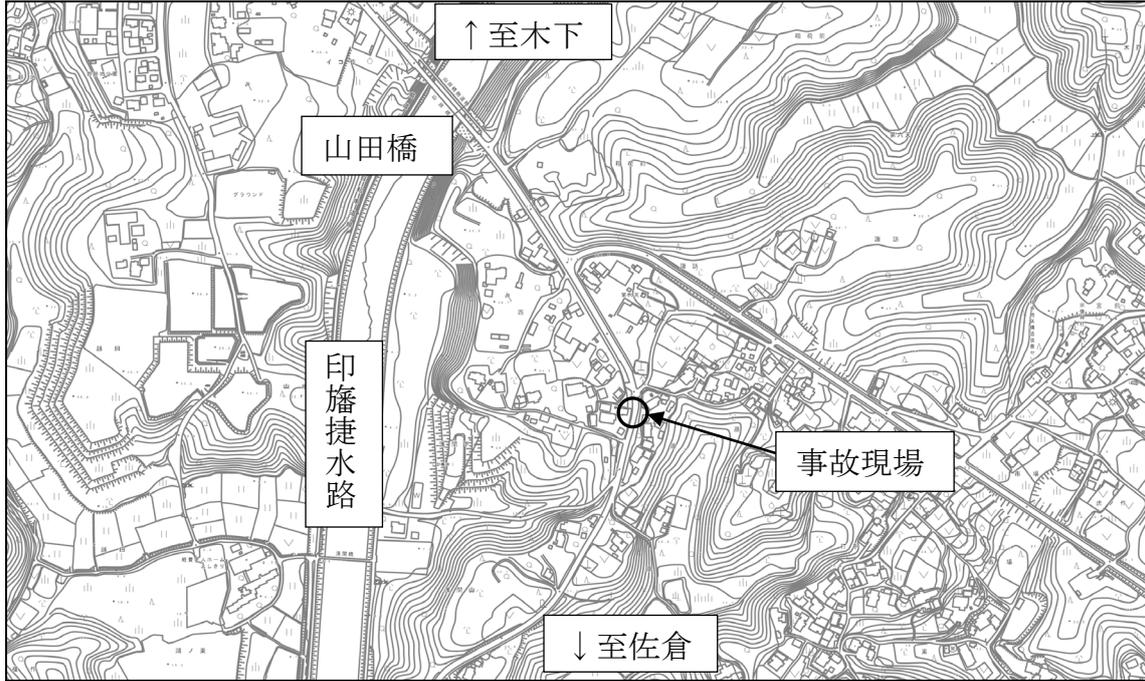
5 損害賠償金の支払い

本市が加入する損害保険会社の自動車保険により支払う。

6 損害の程度

- (1) 損傷物 ガードレール 約12m
- (2) 損傷内容 C種ビーム3枚、袖ビーム2個、支柱6本、基礎石6個、
反射板6セット
- (3) 賠償内容 応急撤去工事費用 125,400円
復旧工事費用 895,400円
- (4) 工事詳細
応急撤去工事
実施日 令和6年8月8日
業者 道路管理者（千葉県印旛土木事務所）が依頼した印西市の業者
復旧工事
実施日 令和6年11月6日
業者 保険会社が通常依頼している千葉市内の業者

事故現場の位置図



現場状況図



事故現場写真（一部加工）



復旧後写真

